

和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例

平成 13 年 3 月 28 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開等必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防を図り、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる産業廃棄物処理施設で規則で定めるものをいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模を変更(規則で定める変更を除く。)することをいう。
- (3) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。
- (4) 事業者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (5) 関係住民 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められる者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は紛争を予防するとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(当事者の責務)

第 4 条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防に関し市の施策に協力するとともに、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第 5 条 事業者は、次に掲げる事項について定めた計画(以下「事業計画」という。)を記載した書類(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 産業廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の処理能力
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理方法、構造及び設備の概要
- (6) 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
- (7) 事業を実施するために必要な許可の種類

(8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の事業計画書の提出は、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請又は届出前に行わなければならない。

(周知計画書の提出)

第6条 事業計画書を提出した事業者は、次に掲げる事項を記載した関係住民に周知させるための計画書(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画についての説明会(以下「説明会」という。)の開催に関する事項
- (2) 次条に規定する広告及び縦覧に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(広告及び縦覧)

第7条 事業者は、周知計画書の提出後、速やかに次に掲げる事項を記載した広告をし、事業計画書の写しを当該広告をした日から起算して30日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所及び期間
- (3) 説明会の場所及び日時
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定する広告は、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行わなければならない。

3 第1項に規定する縦覧は、毎日10時から16時まで行わなければならない。

(説明会の開催等)

第8条 事業者は、事業計画について周知を図るため、関係住民に対し説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、関係住民の交通の便を最大限考慮して説明会の開催場所を決定しなければならない。

3 事業者は、説明会において事業計画の内容を平易に記載した書類又は図面を配付し、説明するとともに次条に規定する意見書の提出ができることを述べなければならない。

(関係住民の意見書の提出)

第9条 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から、事業計画について意見を有する関係住民は、第7条第1項の規定による広告のあった日の翌日から起算して45日を経過する日(同項の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に定める説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日)までに、当該意見を記載した書面を市長及び事業者に提出することができる。

(実施状況の報告書の提出)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定による説明会を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会の開催場所及び日時

(2) 説明会の概要

(3) 説明会の記録

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の報告書には、説明会で配付した書類及び図面を添付しなければならない。

(指導又は助言)

第 11 条 市長は、事業計画について関係住民の意見を十分に考慮し、事業計画が地域における健全な生活環境の維持及び向上に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し必要な指導又は助言を行うものとする。

(生活環境の維持及び向上に関する協定の締結)

第 12 条 市長は、関係住民の意見を尊重し、必要があると認めるときは、事業者に対し次に掲げる事項に関し市と協定を締結することを要請するものとする。

(1) 生活環境の保全のための措置に関する事項

(2) 生活環境の維持及び向上に関する協定の履行の保証及びその不履行の場合の措置に関する事項

(3) その他市長が地域における健全な生活環境の維持及び向上に必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定による生活環境の維持及び向上に関する協定の締結を求められたときは、これに応じなければならない。

(事業計画又は説明会の変更の届出等)

第 13 条 事業計画書又は周知計画書を提出した事業者は、事業計画又は説明会の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 5 条から前条までの規定は事業計画の変更(規則で定める変更を除く。)について、第 6 条から第 10 条までの規定は説明会の変更(規則で定める変更を除く。)について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

第 14 条 事業計画書を提出した事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業計画書を提出した事業者は、前項の規定による届出後、速やかに事業計画を廃止した旨の広告をしなければならない。

(規則への委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 30 日

規則第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例(平成 13 年条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める産業廃棄物処理施設)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める産業廃棄物処理施設は、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの破碎施設で 1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるものとする。

(規則で定める産業廃棄物処理施設の変更)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、その処理能力に 10 パーセント以上の変更を生じないこと。
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められること。

(事業計画書の様式)

第 4 条 条例第 5 条に規定する事業計画書の様式は、別記様式第 1 号とする。

(周知計画書の様式)

第 5 条 条例第 6 条に規定する周知計画書の様式は、別記様式第 2 号とする。

(意見書の様式)

第 6 条 条例第 9 条に規定する意見書の様式は、別記様式第 3 号とする。

(実施状況の報告書の様式)

第 7 条 条例第 10 条に規定する報告書の様式は、別記様式第 4 号とする。

(事業計画の変更届の様式)

第 8 条 条例第 13 条第 1 項に規定する事業計画の変更届の様式は、別記様式第 5 号とする。

(説明会の変更届の様式)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項に規定する説明会の変更届の様式は、別記様式第 6 号とする。

(規則で定める事業計画の変更)

第 10 条 条例第 13 条第 2 項に規定する規則で定める事業計画の変更は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 産業廃棄物処理施設の主要な設備の変更を伴わず、かつ、その処理能力に 10 パーセント以上の変更を生じないこと。
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められること。

(規則で定める説明会の変更)

第 11 条 条例第 13 条第 2 項に規定する規則で定める変更は、説明会で配布する書類及び図面の変更とする。

(廃止届の様式)

第 12 条 条例第 14 条第 1 項に規定する廃止届の様式は、別記様式第 7 号とする。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。